

鮫川村空き家バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鮫川村内における空き家を利活用し、定住及び移住を促進するとともに、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態その他の不適切な状態の空き家の発生を抑制するため、空き家バンクに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家

個人又は法人が住居を目的として建築した鮫川村内に存する一戸建て住宅又は併用住宅で、居住がなされず、又は近く居住がなされなくなる予定のもの及びその敷地（国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。）をいう。

(2) 空き家バンク

鮫川村が、空き家の売却又は賃貸を希望する所有者から申込みを受けた情報を空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に提供する制度をいう。

(空き家の登録)

第3条 空き家バンクに空き家の登録を希望する所有者（空き家に係る所有権その他の権利により売却、賃貸等を行うことができる者をいう。以下「登録申込者」という。）は、鮫川村空き家バンク物件登録申込書（第1号様式）その他関係書類を鮫川村長に提出しなければならない。

2 鮫川村長は、前項の申込書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、当該空き家を登録することを適當と認めたときは、鮫川村空き家バンク物件登録完了通知書（第2号様式）を登録申込者に通知するものとする。

3 鮫川村長は、第1項の規定による申込みをしていない空き家で、登録することが適當と認めるものは、当該所有者に対して同項の規定による申込みを勧めることができる。

4 鮫川村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2項の規定による登録を行わないものとする。

（1）公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

（2）集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者であるとき。

（3）賃貸借を希望する期間が、1年間未満のとき。

（4）抵当権等が設定されているとき（売買を希望するときに限る。）。

（5）老朽、破損等が著しく、大規模な修繕が必要な物件であるとき。

（6）未登記の物件であるとき。

（7）所有者の移転登記を行っていない物件であるとき。

（8）建築基準法違反等違法性が認められたとき（昭和56年以前に建築された木造住宅について、耐震診断の判定で1.0以上を有する建物とする。）。

（9）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条及び第9条に規定する土砂災害警戒区域内及び土砂災害特別警戒区域内に物件があるとき（想定される土砂の衝撃に耐えうるコンクリート造の擁壁等が設置さ

れている場合はこの限りでない。)。

(10) 使用できない家具、家電及び仏壇などの残置物があるとき。

(11) その他鮫川村長が不適当と認めたとき。

(空き家の登録事項の変更)

第4条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた登録申込者（以下「空き家登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、鮫川村空き家バンク物件登録変更届（第3号様式）を鮫川村長に届け出なければならない。

(空き家の登録の撤回等)

第5条 鮫川村長は、空き家登録者が次の各号のいずれかに該当するときは空き家の登録を撤回することができる。

(1) 空き家登録者から登録を撤回する申出（第4号様式）があったとき。

(2) 第3条第4項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(3) その他鮫川村長が不適当と認めるとき。

2 鮫川村長は、空き家を登録した日から2年を経過した場合には、空き家登録者に登録の更新の可否を確認するものとする。

(利用希望者の登録)

第6条 利用希望者は、鮫川村空き家バンク利用登録申込書（第5号様式）その他関係書類を鮫川村長に提出しなければならない。

2 鮫川村長は、前項の申込書を受理した場合は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、第3条第4項第1号又は第2号に該当しないと認めたときは、鮫川村空き家バンク利用登録完了通知書（第6号様式）を利用希望者に通知するものとする。

(1) 定住しようとする者

(2) 二地域居住をしようとする者

(3) 教育、文化、芸術その他公共の用に資する事業を行おうとする者

(4) その他鮫川村長が適当と認めた者

(利用登録事項の変更の届出)

第7条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた利用希望者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、鮫川村空き家バンク利用登録変更届（第7号様式）を鮫川村長に届け出なければならない。

(利用登録者の登録の撤回等)

第8条 鮫川村長は、利用登録者から利用登録の撤回の申出（第8号様式）があったとき又は第6条第2項に該当するときは、空き家バンクの利用登録を撤回するものとする。

2 鮫川村長は、利用登録した日から2年を経過した場合には、利用登録者に登録の更新の可否を確認するものとする。

(情報提供)

第9条 鮫川村長は、前項の情報で、空き家登録者が同意したものをホームページ等により公表するものとする。

(交渉)

第10条 鮫川村長は、空き家登録者及び利用登録者との空き家に関する交渉及び売買又は賃貸借の契約については、直接これに関与しないものとする。

(助言)

第11条 鮫川村長は、空き家登録希望者及び空き家登録者並びに利用登録者に対して必要な助言をすることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、空き家バンクに関する必要な事項は、鮫川村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(申請等の行為に関する経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までになされた、鮫川村空き家情報バンク制度要綱の規定による手続きその他の行為は、この要綱の規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(申請等の行為に関する経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までになされた、鮫川村空き家情報バンク制度要綱の規定による手続きその他の行為は、この要綱の規定によりなされたものとみなす。